

答 申 書
(答 申 第 242 号)
平成 29 年 5 月 18 日

1 審査会の結論

審査請求人の子に係る児童票について、別紙1の「非開示部分」欄に掲げる部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、児童相談所における審査請求人の子に係る児童票（A票及びB票）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報の一部が北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）又は同項第8号に規定する非開示情報（以下「8号情報」という。）に該当するとして個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分を「全て開示する。」処分に変更することを求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2号情報の該当性について

ア 実施機関は、本件非開示部分のうち、別紙1の1欄に掲げる部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められる旨主張しているため、当該非開示部分の2号情報の該当性について判断することとする。

イ 条例第16条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものを非開示情報として定めている。

ウ 審査会において、本件個人情報を見分したところ、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分は、児童相談所の職員と通話した民間企業の担当者の氏名が記載されていることが確認され、このような情報は開示請求者以外の個人に関する個人情報に該当する。

また、2号情報の「当該個人の正当な利益を侵すおそれ」を判断するに当たっては、法令又は社会通念に照らし当該個人が有すると考えられる利益が侵されるおそれがあるかどうかを検討すべきであり、具体的には開示請求者と当該個人との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものである。

これを本件について考えると、児童相談所の職員からの電話照会について回答したことは、審査請求人が電話回答者を知りうる立場にあることが明らかであるとは言えないことから、当該個人にとって通常知られたくない事項であると認められ、これを開示されると当該個人の正当な利益が侵されるおそれがあると認められる。

したがって、本件処分において2号情報に該当するとして非開示とした情報は開示請求者以外の個人に関する個人情報であり、これを開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(4) 8号情報の該当性について

ア 実施機関は、本件非開示部分のうち、別紙1の2欄に掲げる部分については、審査請求人及び家族との面談に関する記録や、関係機関の調査に関する記録、それに基づく児童相談所としての評価や判断に関する記録などの情報であることから、開示することにより、児童相談所における今後の相談事務の適正な執行に著しい支障が生ずる恐れがあると認められる旨主張してい

るため、当該非開示部分の8号情報の該当性について判断することとする。

イ 条例第16条第1項第8号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものを非開示情報として定めている。

ウ 審査会において、本件個人情報を見分したところ、8号情報に該当するとして非開示となった部分は、審査請求人及び家族に関する児童相談所の相談記録についての情報であり、実施機関における相談に対する対応案や相談に対する対応として関係機関等に伝達又は調査した事項についての関係機関等からの回答等が記録されている。

これらの情報は、開示することとすると、実施機関が開示請求者の感情や反応を考慮して、相談記録に簡略化した最小限のことしか記載されなくなるなどの事態が想定され、相談記録の記載が形骸化し、実施機関における今後の相談事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

また、審査請求人と情報提供を行った関係機関等との間で認識の差異を巡ってトラブルにつながる可能性も考えられる。そのため、関係機関等が後にトラブルとなることをおそれ、実施機関への情報提供を躊躇し、必要な協力が得られにくくなるなど今後の事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

したがって、本件非開示情報は8号情報に該当するものと判断する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、町の職員が審査請求人の子の情報を知り得る立場にありながら、事前調査を怠り、あたかも虐待があったと思わせる虚偽の通報を行ったことは、刑法等の法令に違反する可能性があるとして、審査請求に係る処分は違法である旨主張する。

しかしながら、当審査会は条例に基づく開示決定等に係る処分の妥当性について実施機関の諮問に応じて答申をするものであり、開示、非開示の判断は条例の定める非開示事由に該当するか否かによってのみ決定されるものである。

したがって、審査請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではなく、採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号 546） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)個人情報開示請求書の写し、(4)個人情報一部開示決定通知書の写し、(5)審査請求の概要、(6)弁明書の写し、(7)反論書の写し、(8)対象公文書の写し）の提出
平成29年 1 月10日	○ 本件諮問事案の審議を第二部に付託
平成29年 2 月 8 日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成29年 2 月20日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年 4 月21日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年 5 月12日 （第89回審査会）	○ 答申案審議
平成29年 5 月18日	○ 答申

別紙 1

○本件諮問事案に係る非開示部分

児童票（A2）の「内容」欄に係る次の記述

	非開示部分	非開示理由
1	(1) 5 ページ目 2 段目のうち、1 行目左16文字目から18文字目までの記述 (2) 5 ページ目 3 段目のうち、1 行目左14文字目から16文字目までの記述	北海道個人情報保護条例第16条第1項第2号に該当
2	(3) 2 ページ目 2 段目のうち、2 行目左11文字目から25文字目まで及び7 行目左31文字目から末尾までの記述 (4) 2 ページ目 3 段目のうち、2 行目から5 行目までの記述 (5) 2 ページ目 4 段目のうち、5 行目から末尾までの記述 (6) 3 ページ目 1 段目のうち、1 行目左11文字目から14文字目までの記述 (7) 4 ページ目 1 段目のうち、3 行目左21文字目から4 行目まで、18行目左18文字目から19行目まで及び21行目左32文字目から22行目までの記述 (8) 4 ページ目 3 段目のうち、4 行目から5 行目まで及び10行目から末尾までの記述 (9) 5 ページ目 1 段目すべての記述 (10) 5 ページ目 2 段目のうち、2 行目から末尾までの記述 (11) 5 ページ目 3 段目のうち、2 行目から末尾までの記述 (12) 6 ページ目 3 段目のうち、2 行目から末尾までの記述（5 行目左12文字目から28文字目までを除く。） (13) 7 ページ目 1 段目すべての記述 (14) 7 ページ目 2 段目のうち、8 行目左4 文字目から21文字目までの記述 (15) 8 ページ目 4 段目のうち、2 行目から9 行目及び12行目から末尾までの記述 (16) 8 ページ目 5 段目のうち、2 行目左1 文字目から31文字目までの記述 (17) 9 ページ目 1 段目すべての記述 (18) 9 ページ目 2 段目のうち、2 行目左1 文字目から31文字目まで及び4 行目から末尾までの記述 (19) 10ページ目 1 段目すべての記述 (20) 10ページ目 6 段目のうち、4 行目左2 文字目から8 文字目まで、5 行目左18文字目から22文字目まで及び9 行目の記述 (21) 11ページ目 2 段目のうち、3 行目左19文字目から28文字目まで及び7 行目から10行目までの記述	北海道個人情報保護条例第16条第1項第8号に該当